

別表（第2条及び第4条関係）

区 分					補 助 率 等
森林総合整備事業	森林整備事業	森林整備	国府事業	森林整備を行う事業のうち、国及び府の補助金対象事業	100分の20以内 ただし、令和3年度までに認定を受けた森林経営計画に基づき森林整備を行う事業は100分の25以内とする。
			市単独事業	(1) 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、森林経営計画若しくは特定間伐促進計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき森林整備を行う事業のうち、国及び府の補助金対象以外の事業 (2) 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、森林経営計画等区域で被害地森林整備を行う事業のうち、国及び府の補助金対象以外の事業 (3) 1 施行地の面積が0.01ヘクタール以上0.1ヘクタール未満の被害木の伐採整理を行う事業	100分の60以内 ただし、令和3年度までに認定を受けた森林経営計画に基づき森林整備を行う事業は100分の65以内とする。
				国府事業	森林整備と併せて実施する森林作業道等を整備する事業のうち、国及び府の補助金対象事業
		市単独事業	森林整備と併せて実施する森林作業道等を整備する事業のうち、国及び府の補助金対象以外の事業	100分の95以内	
			支障木整理		放置しておく倒木等により、人家その他公共施設等に直接危害を及ぼす恐れのある立木を伐採し、滑落の危険がないように整理する事業で、京都市森林組合若しくは京北森林組合が行うもの。
		木材ストックポイント整備事業		木材ストックポイントを整備する事業	

区 分			補 助 率 等
緑の公共事業	森林適正整備推進事業	林木の健全な成長を促進することを目的に間伐及び間伐材の搬出を行う事業	１００分の８０以内
	クマ剥ぎ被害防止事業	クマ剥ぎ被害防止のための樹幹へのテープ等の巻き付けを行う事業	１００分の１００以内
森の力活性・利用対策	森林整備	国府事業 温室効果ガス吸収源対策を目的に間伐を行う事業及びこれと同時に実施する附帯施設等の整備を行う事業のうち、国及び府の補助金対象事業	１００分の２０以内 ただし、令和３年度までに認定を受けた森林経営計画に基づき森林整備を行う事業は１００分の２５以内とする。
		市単独事業 １施行地の面積が０．１ヘクタール以上で、温室効果ガス吸収源対策を目的に森林経営計画等に基づき、間伐を行う事業及びこれと同時に実施する附帯施設等を整備する事業のうち、国及び府の補助金対象以外の事業	１００分の６０以内 ただし、令和３年度までに認定を受けた森林経営計画に基づき森林整備を行う事業は１００分の６５以内とする。
	森林作業道等整備	国府事業 温室効果ガス吸収源対策を目的とする森林整備と併せて実施する森林作業道等を整備する事業のうち、国及び府の補助金対象事業	１００分の９５以内 ただし、府その他要領等に基づき実施するものは、次のアとイのうちいずれか低い方を補助額とする。 ア 府その他要領等により算定された経費に１００分の２５を乗じて得た額 イ 実行経費に１００分の９５を乗じて得た額から国及び府の補助額を控除した額
		市単独事業 温室効果ガス吸収源対策を目的とする森林整備と併せて実施する森林作業道等を整備する事業のうち、国及び府の補助金対象以外の事業	１００分の９５以内
古都の美林を守る森林支援事業		１施行地の面積が０．０１ヘクタール以上の森林経営計画等に基づき行う産業観光局長が別に定める伝統的森林整備を行う事業のうち、国及び府の補助金対象以外の事業	次のアとイのいずれか低い額とする。 ア １００分の６０以内 イ 事業主体が事業を実施した施行地ごとに要した経費

区 分			補 助 率 等
災害復旧に向けた倒木対策の推進	森林整備事業	森林の風倒木被害の復旧を目的として行う事業にあつて、森林総合整備事業の森林整備事業に準ずるもの。	森林総合整備事業の森林整備事業に準ずる
	被害木搬出支援	被害木を山土場から原木市場等まで搬出・運搬を行う事業	産業観光局長が別に定める定額
	安全対策支援	倒木処理作業時に公道沿い等における通行者等の安全確保を目的として行う以下の事業 (1) 交通整理員の配置 (2) 倒木落下防止柵の設置 (3) 簡易土留工等の設置 (4) 建設機械の使用	100分の95以内